

指導監査等について

目 次

- 1 指導と監査
- 2 令和4年度指導監査の実施状況について
- 3 令和5年度の指導監査について
- 4 業務管理体制について
- 5 業務管理体制の一般検査について
- 6 令和3年度の制度改正事項について（再周知）

1 指導と監査

(1) 指導監査の目的

○ 指導

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底すること。

○ 監査

事業者に対し、自立支援給付対象サービス等の内容等並びに自立支援給付に係る費用の請求について、指定基準違反等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ること。

1 指導と監査

(2) 指導

①集団指導

| | |
|--------|---|
| 実施方法 | 講習等の方式により実施 |
| 対象 | 指定障害福祉サービス事業者等 |
| 指導内容 | 自立支援給付対象サービス等の取り扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等 |
| 指導後の対応 | 欠席者に対し、必要な情報の提供に努める。 |

1 指導と監査

(2) 指導

②実地指導

| | |
|--------|--|
| 実施方法 | 面談方式により実施 |
| 対象 | <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス事業者等を対象におおむね3年に1度実施・ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は実地指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。 |
| 指導内容 | 人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う。 |
| 指導後の対応 | <ul style="list-style-type: none">・実地指導の結果は、改善を要する事項について、後日文書によって通知する。・文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を事業者に求める。・通報、苦情、相談等に基づく情報や介護給付費等の請求データ等の要確認情報や実地指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき、著しい運営基準違反や利用者の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や介護給付費等の不正請求が認められる場合は、監査へ変更する。 |

1 指導と監査

(3) 監査

| | |
|--------|--|
| 実施方法 | 実地検査等により実施 |
| 対象 | 監査が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等 |
| 監査内容 | 報告・帳簿書類その他の物件の検査、関係者への質問を行う。 |
| 監査後の対応 | <ul style="list-style-type: none">改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によって通知し、改善報告書の提出を求める。<u>指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法</u>第49条、第50条（児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17）等に定める「勧告、命令等」「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行う。 |

2 令和4年度指導監査の実施状況について

(1) 令和4年度指導監査実施状況

| | 広島県※ | 広島市 | 福山市 | 呉市 |
|-------|------|-----|-----|-----|
| 実施施設数 | 348 | 173 | 52 | 145 |
| 内 実地 | 228 | 173 | 47 | 145 |
| 書面 | 120 | 0 | 5 | 0 |

※ 広島市、福山市、呉市を除く県内20市町と西部厚生環境事務所分を含む。

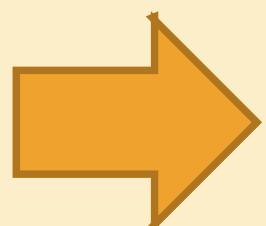
2 令和4年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

個別支援計画の内容の見直しを定期的に行っていない。

個別支援計画の内容に不備がある。



指導事項

サービス管理責任者は、個別支援計画を作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月（サービスによっては3月）に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

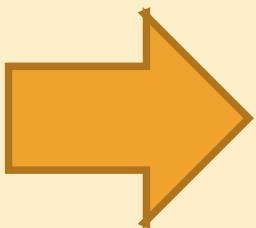
サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上で留意事項等を記載した個別支援計画を作成すること。

2 令和4年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

非常災害に関する具体的な計画を立てていない。



指導事項

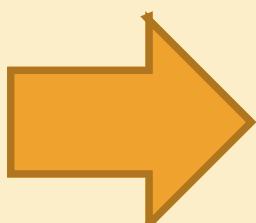
非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知すること。

2 令和4年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない。



指導事項

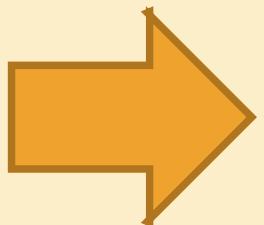
・身体拘束等の適正化を図るための措置（①委員会の開催・結果を周知徹底、②指針の整備、③研修の実施）を適切に講じること。
(R4.4.1～義務化) (R5.4.1～減算適用) ※身体拘束を行う場合は必要事項（やむを得ない理由など）記録

2 令和4年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

虐待防止の措置が
講じられていない
かった。



指導事項

虐待の発生又はその再発を防止するための措
置を講じること。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (R4.4.1～義務化)

2 令和4年度指導監査の実施状況について

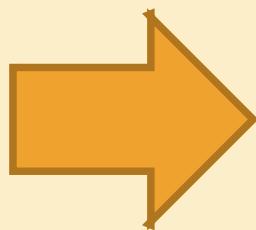
(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

運営規程の記載事項と実態が異なっている。

指導事項

運営規程の記載事項に変更があった場合は、実態に合わせて、運営規程の変更を行うこと。また、運営規程を変更した場合は、指定権者に変更届を提出すること。※従業者の員数は「〇人以上」でも記載可。



2 令和4年度指導監査の実施状況について

(3) 特に気をつけるべき事項

【サービス共通】

- サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと。
- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- サービス提供日においては、人員基準を下回ることのないよう職員を適正に配置すること。
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成に係る会議の記録を残しておくこと。
- 各種加算を算定する場合は、必要な要件を満たすこと。

【居宅介護等共通】

- 特定事業所加算の算定にあたっては、算定要件を理解し、毎月満たしているかを確認すること。

2 令和4年度指導監査の実施状況について

(4) 令和4年度の行政処分について

1 処分庁:呉市

①処分事業所のサービス種別:就労移行支援、就労継続支援B型

②処分内容:指定の一部効力停止(6か月)

2 処分庁:福山市

①処分事業所のサービス種別:放課後等デイサービス

②処分内容:指定の全部効力停止(6か月)

3 処分庁:広島県

①処分事業所のサービス種別:放課後等デイサービス

②処分内容:指定の全部効力停止(3か月)

3 令和5年度の指導監査について

(1) 令和5年度の指導監査について

○ 広島県

8月～12月にかけて実地指導を実施

(一部事業所・施設は書面監査を実施)

○ 広島市

6月～2月にかけて実地指導を実施

○ 呉市

7月～12月にかけて実地指導を実施

○ 福山市

9月～3月にかけて実地指導を実施

4 業務管理体制について

(1) 業務管理体制の整備とは

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正を図るための体制が整備されていることを指す。

具体的には・・・

- ・事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者がおかれていること
- ・法令遵守規程が整備されていること
- ・業務執行の状況の監査が行われていること

4 業務管理体制について

(2) 届出事項について

| 対象となる障害福祉サービス事業者等 | 届出事項 |
|-------------------|---|
| 全ての事業者等 | 事業者等の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日 |
| 事業所等の数が20以上の事業者等 | 上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要 |
| 事業所等の数が100以上の事業者等 | 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要 |

- （注1） 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
（注2） 業務が法令に適合することを確保するための規程

【参考】障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/gyoumukannritaiseibi.html>)

4 業務管理体制について

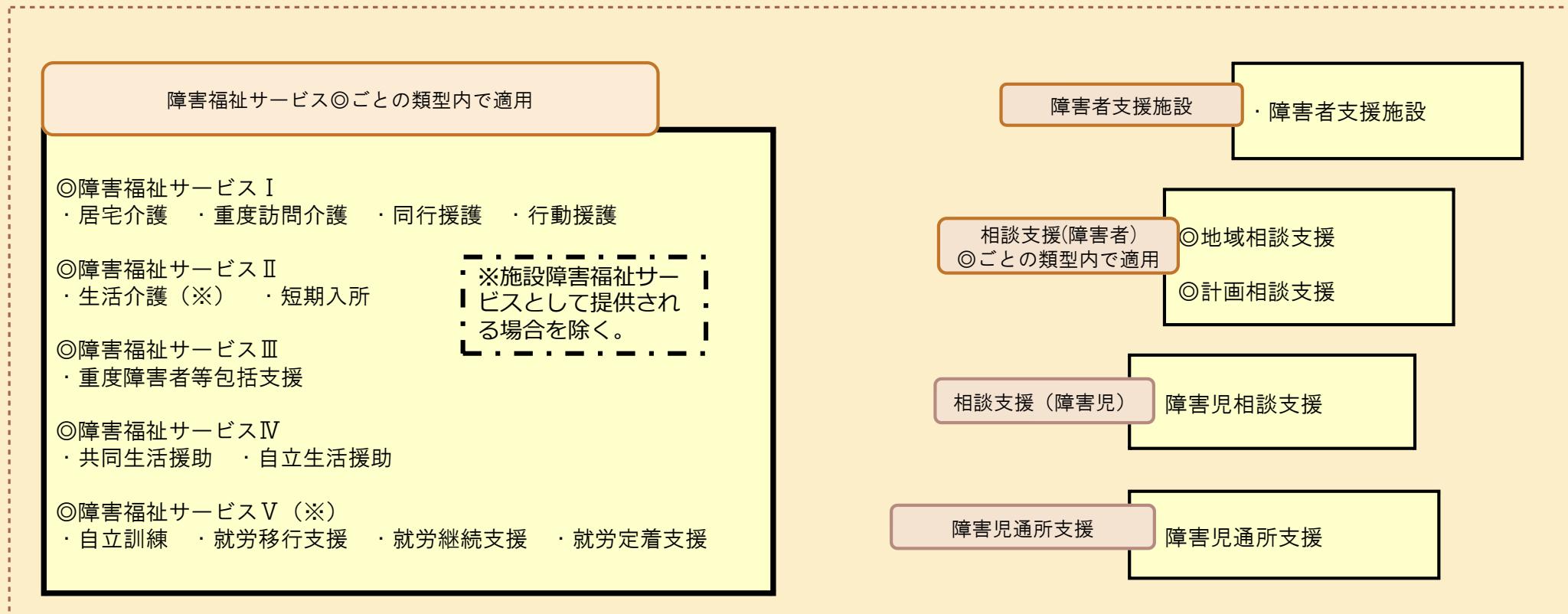
(3) 届出先について

| 事業所等の区分 | 届出先 | 備考 |
|--|---------|---|
| 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 | 厚生労働省 | 厚生労働本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 |
| 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町内に所在する事業者 | 市町 | |
| 全ての指定事業所等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等 | 指定都市（※） | ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。 |
| 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等 | 中核市 | |
| ①から④以外の事業者等 | 都道府県 | |

4 業務管理体制について

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。



5 業務管理体制の一般検査について

【広島県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱】

第5 検査等

（1）一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、第3の検査対象となる障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。※順次実施予定

（2）特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者等に対し実施するものとする。

※「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」に基づく。

6 令和3年度の制度改正事項について

| 番号 | 項目 | 対象サービス | 内容 | 努力義務期間 | 義務化開始 |
|----|---------------------------|------------------|--|---------------------------|----------------------------|
| 1 | 感染症対策の強化 | 全サービス | ①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練(シミュレーション)の実施 | R3.4.1～ R6.3.31 | R6.4.1～ |
| 2 | 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 | 全サービス | ①業務継続に向けた計画等の策定※1 ②研修の実施 ③訓練(シミュレーション)の実施 | R3.4.1～ R6.3.31 | R6.4.1～ |
| 3 | 地域と連携した災害対応の強化 | 施設系、通所系、居住系 | 訓練の実施にあたり、地域住民の参加が得られるように連携に努める | R3.4.1～ | — |
| 4 | 障害者虐待防止の更なる推進 | 全サービス | ①研修の実施※2 ②委員会の設置、委員会での検討結果を従業員に周知→運営規定の変更が必要 ③責任者の設置 | R3.4.1～ R4.3.31 | R4.4.1～ |
| 5 | 身体拘束等の適正化の推進 | 訪問系サービス | ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②委員会の設置、委員会での検討結果を従業員に周知※3 ③指針の整備 ④研修の実施※3 | ②～④ R3.4.1～ R4.3.31 | ①R3.4.1～ ②～④ R4.4.1～ |
| | | 訪問系以外 (相談系除く) | | ②～④ R3.4.1～ R4.3.31 | ①H24～ ②～④ R4.4.1～ |

※1 感染症及び非常災害の業務継続計画は一体的に策定することが可能。厚生労働省のホームページに業務継続計画の参考素材があります。

厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※2 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加し、事業所従業員に周知した場合も研修を実施したものとみなせます。

※3 虐待防止の委員会、研修で身体的拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなせます。

広島県障害者支援課のホームページについて

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > 障害者支援課

障害者支援課

主な業務内容

- ・障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく障害児の福祉、発達障害者支援法、特別児童扶養手当などの支給に関する法律に関すること
- ・心身障害者の扶養共済
- ・福祉のまちづくりに関する普及啓発 など



[新着情報の一覧](#)

[まとめサイトはこちら](#)

事業所の方へ まとめサイト(指導検査グループ)

障害福祉サービス等事業所・施設を運営する事業者、新たに事業者指定をお考えの事業者はこちらから。

障害福祉サービス等事業者に関する情報

事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日 : 2023年1月1日

届出・申請方法

障害者を対象とした
① サービス

障害児を対象とした
① サービス

基準(人員・設備・運営・報酬)
① 制度

① 处遇改善(計画書)
② 実績報告書
③ 質の向上・情報公表制度

① 業務管理体制

指定申請・更新・変更
届・報酬など